

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱 制定 平成30年3月30日付け29農振第2713号 <u>最終改正 令和4年4月1日付け 3農振第2969号</u></p> <p>第1～第13 （略）</p> <p>（実績報告）</p> <p>第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付対象事業を完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から<u>1月</u>を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第15・第16 （略）</p> <p>（交付決定の取消等）</p> <p>第17 地方農政局長等は、第9第1項第3号の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、<u>第6第1項</u>の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 都道府県知事が、交付金を<u>交付対象事業</u>以外の用途に使用した場合</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>(5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を<u>間接交付対象事業</u>以外の用途に使用した場合</p> <p>(6) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第18～第22 （略）</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第23 都道府県知事は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第9第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の規定による概算払請求、第13の規定による状況報告、第14第1項による実績報告、<u>第14第2項による年度終了実績報告</u>及び第14第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）</p>	<p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱 制定 平成30年3月30日付け29農振第2713号 <u>最終改正 令和3年4月1日付け 2農振第2924号</u></p> <p>第1～第13 （略）</p> <p>（実績報告）</p> <p>第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付対象事業を完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から<u>1箇月</u>を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第15・第16 （略）</p> <p>（交付決定の取消等）</p> <p>第17 地方農政局長等は、第9第1項第3号の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、<u>第6</u>の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 都道府県知事が、交付金を<u>本事業</u>以外の用途に使用した場合</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>(5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を<u>本事業</u>以外の用途に使用した場合</p> <p>(6) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第18～第22 （略）</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第23 都道府県知事は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第9第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の規定による概算払請求、第13の規定による状況報告、第14第1項による実績報告及び第14第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことがで</p>

改 正 後	現 行																																				
<p>を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。</p> <p>(間接交付金交付の際付すべき条件等)</p> <p>第24 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8(市町村に限る。)から第11、第13、第14、第16から第18まで及び第20から第22まで(第22については市町村に限る。)の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>きる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県知事が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。</p> <p>(間接交付金交付の際付すべき条件等)</p> <p>第24 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8(市町村に限る。)から第11、第13、第14、第16から第18まで及び第20から第22まで(第22については市町村に限る。)の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、<u>「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)</u>に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>																																				
別表(第3関係)	別表(第3関係)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">交付対象事業</th> <th rowspan="2">国費率</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>事業種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">実施要綱第2の3のため池の 保全・避難対策に該当するもの (1)ため池の保全・避難対策</td> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 監視・管理体制の強化</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(ア) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ) 地域(市町村単位)又は は県単位を対象とした、 ため池の監視体制計画</td> <td>1 50%又は定額(ただし、<u>定額は令和12年度まで</u>) 2 <u>定額の場合の1都道府県</u> 当たりの助成額の上限は</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象事業		国費率	区分	事業種類	(略)	(略)	(略)	実施要綱第2の3のため池の 保全・避難対策に該当するもの (1)ため池の保全・避難対策	ア (略)	(略)	イ 監視・管理体制の強化	(略)	(ア) (略)	(略)		(イ) 地域(市町村単位)又は は県単位を対象とした、 ため池の監視体制計画	1 50%又は定額(ただし、 <u>定額は令和12年度まで</u>) 2 <u>定額の場合の1都道府県</u> 当たりの助成額の上限は	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">交付対象事業</th> <th rowspan="2">国費率</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>事業種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">実施要綱第2の3のため池の 保全・避難対策に該当するもの (1)ため池の保全・避難対策</td> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 監視・管理体制の強化</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(ア) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ) 地域(市町村単位)又は は県単位を対象とした、 ため池の監視体制計画</td> <td>1 50%(ただし、令和12年 度までは定額) 2 1地区当たりの助成額の 上限は1,000万円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象事業		国費率	区分	事業種類	(略)	(略)	(略)	実施要綱第2の3のため池の 保全・避難対策に該当するもの (1)ため池の保全・避難対策	ア (略)	(略)	イ 監視・管理体制の強化	(略)	(ア) (略)	(略)		(イ) 地域(市町村単位)又は は県単位を対象とした、 ため池の監視体制計画	1 50%(ただし、令和12年 度までは定額) 2 1地区当たりの助成額の 上限は1,000万円とする。
交付対象事業		国費率																																			
区分	事業種類																																				
(略)	(略)	(略)																																			
実施要綱第2の3のため池の 保全・避難対策に該当するもの (1)ため池の保全・避難対策	ア (略)	(略)																																			
	イ 監視・管理体制の強化	(略)																																			
	(ア) (略)	(略)																																			
	(イ) 地域(市町村単位)又は は県単位を対象とした、 ため池の監視体制計画	1 50%又は定額(ただし、 <u>定額は令和12年度まで</u>) 2 <u>定額の場合の1都道府県</u> 当たりの助成額の上限は																																			
交付対象事業		国費率																																			
区分	事業種類																																				
(略)	(略)	(略)																																			
実施要綱第2の3のため池の 保全・避難対策に該当するもの (1)ため池の保全・避難対策	ア (略)	(略)																																			
	イ 監視・管理体制の強化	(略)																																			
	(ア) (略)	(略)																																			
	(イ) 地域(市町村単位)又は は県単位を対象とした、 ため池の監視体制計画	1 50%(ただし、令和12年 度までは定額) 2 1地区当たりの助成額の 上限は1,000万円とする。																																			

改 正 後			現 行		
	パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動。	1,000万円とする。 <u>3. 50%の場合の1都道府県当たりの助成額の上限は2,000万円とする。</u>		パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動。	(新設)
	ウ (略)	(略)		ウ (略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(備考1)・(備考2) (略)			(備考1)・(備考2) (略)		
別記様式第1号(第4関係) ○○年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付申請書 1～4 (略) 5 添付資料 都道府県の交付金交付規定又は要綱(間接交付を行う場合に限る。)			別記様式第1号(第4関係) ○○年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付申請書 1～4 (略) 5 添付資料 都道府県の交付金交付規定又は要綱(間接交付を行う場合に限る。)		
(注) 変更承認申請又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があつた場合は、この限りでない。 <u>また、都道府県の交付金交付規定又は要綱について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。</u>			(注) 変更承認申請又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があつた場合は、この限りでない。		
別記様式第2号～第10号(略)			別記様式第2号～第10号(略)		

附 則 (令和4年4月1日付け3農振第2969号)

- この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱(平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知)に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。